

高圧ガス貯蔵変更許可願

（「蓄積リング棟等以外の建屋」への持込用）

*蓄積リング棟等以外の建屋：「蓄積リング棟」、「蓄積リング棟付属施設W」及び「R I 棟」を除く建屋
年 月 日

JASRI 安全管理室室長殿

申請者所属

部門・部・室

氏名

（印又は自署）

下記の通り、「蓄積リング棟等以外の建屋」において高圧ガス容器（ガスボンベ）による高圧ガスの貯蔵の変更を行いたいので許可願います。

記

容器管理者	(所属)		
	(氏名)		
	(連絡先)	内線： e-mail：	
貯蔵場所			
変更項目	<input type="checkbox"/> ガス種 <input type="checkbox"/> 貯蔵量		
変更内容	変更前：	変更後：	
変更理由			
変更後の接続形態	<input type="checkbox"/> ①ボンベに圧力調整器(減圧弁)を直結 <input type="checkbox"/> ②ボンベに配管を接続、そのあと圧力調整器(減圧弁)等を接続		
変更希望日	年 月 日 から		

記入上の注意等（容器削減の場合、1.2.3.の添付資料は不要）

- 1.貯蔵場所については、詳細な位置を示す「図面」を提出して下さい。
- 2.①の場合：圧力調整器の型式毎に「強度計算書」「機器構造図」「機器一覧表（重要弁リスト：設計仕様）」を添付して下さい。
- 3.②の場合：高圧ガスが通る部分（減圧弁、配管、バルブ）については、「強度計算書」「機器構造図」「ミルシート（配管）」「機器一覧表（重要弁、一般弁、配管等）」「フローシート」を添付して下さい。
- 4.本書類の提出先：申請者 → JASRI 安全管理室長
- 5.容器設置完了後、連絡して下さい（現場確認の為）。

安全管理室 承認等

許認可申請日	：	年 月 日	年 月 日
貯蔵変更開始日	：	年 月 日	JASRI 安全管理室長 印

高圧ガス容器の保安管理について（抜粋）

3.高圧ガス¹⁾ 容器の持込み

3.1 全施設共通事項

- *密閉された部屋等に高圧ガス容器を持ち込まないこと。やむを得ず持込む場合は、換気装置、酸素濃度計等を設置して下さい。
- *特殊高圧ガスについては別途手続き（所内手続きまたは法的手続き）及び専用設備が必要な為、事前に資料²⁾を準備のうえ安全管理室へ連絡して下さい。許可が出るまでは持込まないで下さい。
- *可燃性ガス、毒性ガス及び酸素については、法の基準を満たす必要があります。これらの高圧ガス容器を持込む場合は、あらかじめ安全管理室に必要事項³⁾を連絡の上、技術基準対応の後に持込むようにして下さい。

3.2.2 ユーザー持込み（放射光ユーザー）

放射光利用ユーザーが高圧ガス容器を持込む場合は、「高圧ガス容器持込事前申請書（放射光ユーザー用）」に必要事項を記入の上、利用推進部経由で安全管理室長へ提出して下さい。

4.高圧ガス容器の取扱い

- 1.高圧ガス容器（ガスボンベ）は、高圧ガス容器置場で保管してください。（容器搬送用台車上で保管しないでください。）
- 2.高圧ガス容器置場並びに消費設備には容器開閉ハンドル（規定の工具）を常備してください。
- 3.使用中の高圧ガス容器のバルブに開閉札を付けてください。
- 4.日常点検を実施してください。
- 5.使用中以外の容器について、充てん容器と残ガス容器を区別して保管し残ガス容器には「空」の表示をしてください。
- 6.使用中以外並びに移動中の容器には必ずキャップを取り付けてください。

財団では、「高圧ガス容器取扱要領」が制定されており、高圧ガス容器の取扱いについて記載されておりますのでご参照ください。

-
- 1) 圧縮ガスは1MPa以上、圧縮アセチレンガス及び液化ガスは0.2MPa以上、その他法令で定められたもの。高圧ガスかわからない場合は販売店に確認してください。
 - 2) 使用（貯蔵）責任者所属・氏名・連絡先、ガスの種類・性質、使用の目的・場所・期間・方法、最大貯蔵能力、設備配置図、設備図面、技術基準の措置方法など
 - 3) 容器管理者所属・氏名・連絡先、ガスの種類・性質、使用の目的・場所・期間・方法、毒ガスにあたっては除害設備の仕様など